

甲種防火管理新規講習

壱岐市消防本部

消防法施行令第3条第1項第1号の規定による甲種防火管理新規講習を次のとおり実施します。

オンライン型とは、受講者がインターネットに接続している内側カメラ付きパソコンやスマートフォン等を利用し、講習の全過程を定められた講習期間中の、任意の時間に、任意の場所（職場や自宅等）から受講する講習です。

○講習日時、場所及び申し込み方法

受講期間	令和7年12月10日（水）から令和8年1月10日（土）※効果測定を含む
受講方法	オンラインによる講習です。（PC及びスマートフォンから受講可能） 期間内であれば時間を気にせず自宅等で受講が可能となっております。
受講時間	約10時間 （科目ごとに分割していますので、受講期間内は、自分のペースで受講できます。）
受講申込方法	「インターネットでのお申し込み」のみとなっております。 ※ お申し込みは、必ず、 <u>受講者本人</u> が行ってください。 下記 URL に登録後、WEB サイトにて行ってください。 （manaable119： https://manaable119.manaable.com ）
申込受付期間	令和7年11月1日（土）から令和7年11月19日（水）まで
受講料	7,500円 受講サイトログイン後に「クレジットカード」または「コンビニ決済」での支払いとなります。 ※お支払い後の受講料の返金はできません。
備考	欠席やキャンセルについては、『manaable119』WEB サイトにてお願いします。

○防火管理制度について

消防法第8条に基づき、別表の用途により一定の人員以上収容する建物は、防火管理者を選任しなければなりません。

※この講習会を修了された防火管理講習の資格は、全国共通です。

○下記に該当される方は受講して下さい。

- （1）防火管理者を置かなければならない建物で、有資格者（講習受講者）がいない場合。
- （2）防火管理者資格が必要になる場合。

問い合わせ先

壱岐市消防本部予防課（TEL 0920-45-3037）

別 表

防火管理者を必要とする防火対象物

10人以上

(6)	ロ	老人福祉施設、特別養護老人ホーム、認知症グループホーム等
(16)	イ	複合用途防火対象物のうち、その一部が上記の用途に供されているもの

30人以上

(1)	イ ロ	劇場、映画館、観覧場等 公会堂、集会場
(2)	イ ロ ハ ニ	キャバレー、クラブ等 遊技場、パチンコ店、ボウリング場等 性風俗関連特殊営業を営む店舗等 カラオケボックス等
(3)	イ ロ	料理店等 食堂、スナック、喫茶店、レストラン等
(4)		スーパーマーケット、店舗、展示場等
(5)	イ	ホテル、旅館、民宿等
(6)	イ ハ ニ	病院、診療所等 老人デイサービスセンター、障害者支援施設（程度の軽い人）、保育所等 幼稚園、特別支援学校等
(9)	イ	特殊浴場
(16)	イ	複合用途防火対象物のうち、その一部が上記の用途に供されているもの

50人以上

(5)	ロ	共同住宅、アパート等
(7)		小学校、中学校、高等学校、各種学校等
(8)		図書館、博物館等
(9)	ロ	公衆浴場等
(10)		バスターミナル、埠頭、空港の発着場施設等
(11)		神社、寺院等
(12)		工場、作業場等
(13)		駐車場等
(14)		倉庫
(15)		(1)から(14)に該当しない一般事業所、事務所等
(16)	ロ	(16)ーイに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物